

公益法人・財団法人と一般社団・一般財団法人の 事業上の制限とメリット・デメリット

○: メリットと考えられるもの ●: デメリットと考えられるもの

項目		移行認定を受ける場合 (公益社団・財団法人への移行)	移行認可を受ける場合 (通常の一般社団・財団法人への移行)
名称		○『公益社団法人』『公益財団法人』の名称を名乗ることができる	●『一般社団法人』『一般財団法人』の名称を名乗らなければならない
事業活動	公益(目的)事業を行う期間	無期限	期限あり(公益目的支出計画終了後は、事業活動が自由化される)
	公益(目的)事業の種類	公益目的事業のみ	次のうちから選択ができる ①公益目的事業 ②継続事業 ③特定寄附 (①②を「実施事業」という)
	公益(目的)事業の収入制限	●公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない	●実施事業は、公益目的財産額を費消するため、赤字でなければならない
	公益(目的)事業の費用規模	●総費用の50%以上を、公益目的事業の実施のために使用しなければならない(公益目的事業費率50%以上)	○制限なし
	事業の性質等	●法人自ら実施していない事業(いわゆる丸投げ)は公益事業にならない ●法人関係者や営利企業に特別な利益を与えることとなる事業は行えない	●法人が自ら実施していない事業(いわゆる丸投げ)は実施事業にならない ●法人関係者や営利企業に特別な利益を与えることとなる事業は行えない
ガバナンス	定款・規程	一般社団・財団法人法と公益法人認定法に適合することが必要となる	一般社団・財団法人法に適合することが必要となる
	社団法人の会員等	●不当な入会制限を設けてはならない ●会員の議決権行使に際し、会費に応じて差を設けるなど、不当に差別的な取扱いをしてはならない	○制限なし
	役員等	●理事のうち、同一親族関係者が理事総数の3分の1以下でなければならない(監事も同様) ●理事のうち、同一企業の役職員が理事総数の3分の1以下でなければならない(監事も同様) ●理事、監事、評議員の報酬等が不当に高額とならないよう支給基準を定め、この基準を開示しなければならない	●収益事業課税を受ける場合、理事のうち同一親族関係者が理事総数の3分の1以下でなければならない

○: メリットと考えられるもの ●: デメリットと考えられるもの

項 目		移行認定を受ける場合 (公益社団・財団法人への移行)	移行認可を受ける場合 (通常の一般社団・財団法人への移行)
監 督	定期報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎事業年度開始前に、事業計画書、収支予算書等を提出しなければならない ● 毎事業年度終了後、事業報告、決算書を提出し、認定基準に適合しているか確認される 	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎事業年度終了後、公益目的支出計画実施報告書を提出し、公益目的支出計画の実施状況を確認される ○ 公益目的支出計画完了後は報告義務がなくなる
	検査	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として3年ごとに立入検査が行われる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査はない(ただし、公益目的支出計画が進捗していない場合などは報告徴収や検査がある)
財 務 会 計	区分経理	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益目的事業会計と収益事業等会計、法人会計を区分経理した計算書類を作成しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施事業等会計とその他会計、法人会計を区分経理した計算書類を作成しなければならない ○ 公益目的支出計画完了後は、区分経理の義務はなくなる
	収益事業の利益	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業等の利益の50%以上を公益目的事業会計に繰り入れなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利益の繰り入れ義務はない
	財務諸表等	<p>一般的な財務諸表として、貸借対照表と正味財産増減計算書、附属明細書を作成しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財産目録を作成しなければならない ● 一定規模以上の法人は、キャッシュフロー計算書を作成しなければならない 	<p>一般的な財務諸表として、貸借対照表と正味財産増減計算書、附属明細書を作成しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財産目録とキャッシュフロー計算書の作成義務はない
	保有財産の規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休財産の保有制限がある ● 公益目的事業財産は、公益目的事業を行うために使用し、処分しなければならない ● 株式等の保有制限がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊休財産の保有制限はない ○ 株式等の保有制限はない
	残余財産	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益認定を取り消された場合、1ヶ月以内に他の類似の目的を持つ法人などに公益目的取得財産残額を譲渡しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益目的財産額については、解散時にも、法人の自由な意思決定で処分できない
税 制	法人税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人税法に規定された収益事業のみ課税される。ただし公益目的事業は課税されない ○ 収益事業の利益を公益目的事業会計に繰り入れた場合は、みなし寄附金となる ○ 法人に対して一定の寄附金を支出した個人や法人は、寄附金税制の優遇が受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税法上の「非営利型法人」に該当すれば、営利法人と競合する収益事業のみが課税される ● みなし寄附金制度はない ● 寄附金税制の優遇はない
	所得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受取利子等から所得税の源泉徴収がされない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受取利子等から所得税が源泉徴収される